

平成29年度 福島県への観光誘客助成等事業一覧表

No.	市区町村	区分		誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県内在住対象など)	対象人数等	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号	詳細ホームページ
		一般観光	教育旅行									
1	郡山市	○		郡山コンベンション開催支援事業	①国内コンベンション 郡山市内で東北大会規模以上の連続2日以上会期で実施するコンベンションを開催する場合、宿泊者数に応じた助成金を交付します。 ②国際コンベンション ①の条件を満たし、かつ日本を含む3か国以上が参加する場合 ①に係る助成金+国外参加者数×5,000円(1泊2日まで)2泊目以降は1泊ごとに+2,500円(※上限10,000円) [助成金内容] 宿泊者数 50～99人 50,000円 100～199人 75,000円 200～299人 150,000円 300～499人 250,000円 500～999人 500,000円 1,000～1,499人 750,000円 1,500人～ 1,000,000円 ③上記コンベンション期間中にエクスカーション(郡山市内を含む地域において行われるバスツアー、視察等)実施時に参加人数に応じた助成金を交付します。 参加人数×500円(1日)※同伴者含む	平成29年4月1日	平成30年3月31日	郡山市外のコンベンション実施主催者	延べ宿泊者数 50人以上	公益財団法人 郡山コンベンション ビューロー	024-991-1811	http://www.kcb.or.jp
2	郡山市	○		郡山スポーツコンベンション開催支援事業	郡山市内で東北大会規模以上のスポーツ競技大会(※種目制限あり)を連続2日以上日程で開催する場合、県外からの参加者数に応じた助成金を交付します。 ①東北大会 県外参加者数×500円(※上限30万円) ②全国大会 県外参加者数×1,000円(※上限60万円) ③国際大会 上記条件を満たし、かつ日本を含む3か国以上が参加するスポーツ競技大会を開催する場合 国外参加者数×5,000円+②に係る助成金(※上限200万円)	平成29年4月1日	平成30年3月31日	郡山市外のスポーツ競技大会実施主催者	県外参加者数 50人以上	公益財団法人 郡山コンベンション ビューロー	024-991-1811	http://www.kcb.or.jp
3	いわき市	○	○	いわき市合宿開催補助金	・いわき市外に住所を有する、スポーツ又は文化活動を行う団体がいわき市で合宿を行う際に1名1泊につき1,000円を補助します。 ・上限は1団体あたり10万円	平成29年4月1日	平成30年3月31日 (但し先着順。 予算がなくなり次第終了)	いわき市外に所在する ・スポーツ少年団 ・高校・大学等の運動部、文化部、ゼミナール ・企業の運動部、文化部(実業団等)	延べ宿泊人数 20人泊以上	いわき市観光交流課 観光企画係	0246-22-1292	http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1450328247479/index.html
4	いわき市	○		いわき市コンベンション開催補助金	いわき市外からの来客が見込まれる東北大会相当規模以上で、50人以上の会議等の大規模コンベンションを2日以上会期で開催した際に最大100万円を補助します。	平成29年4月1日	平成30年3月31日 (但し先着順。 予算がなくなり次第終了)	いわき市外のコンベンション実施主催者	50名以上	いわき市観光交流課 観光企画係	0246-22-1292	http://kankou-iwaki.or.jp/
5	喜多方市		○	喜多方市グリーン・ツーリズム教育旅行誘致促進事業	喜多方市で農業体験または農家民泊体験を行う学校の引率者巡回のためのタクシー経費を助成します。 但し、喜多方市グリーン・ツーリズムサポートセンターが手配したタクシーの経費であること。 ・1校当たり27,000円を上限とする。	平成29年4月1日	平成30年3月31日 (但し先着順。 予算がなくなり次第終了)	福島県内外を問わない ・小学校 ・中学校 ・高等学校 その他学校法人が行う教育旅行であること	学校単位	喜多方市観光交流課	0241-24-5237	https://www.city.kitakata.fukushima.jp/shiki/kanko/829.html
6	喜多方市	○		訪日団体旅行誘客促進事業	喜多方市内の宿泊施設に宿泊する訪日旅行商品の催行に伴う団体貸切バス借上げ経費の一部(上限付き定額)を予算の範囲内において助成条件 (1)国際定期便または、チャーター便を利用した訪日旅行であること。 (2)喜多方市内の宿泊施設に1泊以上宿泊する旅行であること。 (3)1旅行の催行人数が20名以上であること。 (4)旅行の日程が当該年度の4月1日から3月31日に属するものであること。 助成限度額 喜多方市内の宿泊施設に1泊の場合3万円以内、2泊の場合7万円以内、3泊以上の場合10万円以内を上限に助成	平成29年4月1日	平成30年3月31日 (但し先着順。 予算がなくなり次第終了)	道路運送法第3条第1号に規定する一般貸切自動車運送事業を営業者	喜多方市内に 宿泊する 20名以上の 訪日旅行	喜多方市観光交流課	0241-24-5243	https://www.city.kitakata.fukushima.jp/shiki/kanko/9978.html
7	南相馬市	○		復興支援ツアー誘致事業	南相馬市の観光を目的とするツアーを企画・実施する旅行事業者に対し、ツアー料金の助成として1名につき2,000円を補助(ただし相馬野馬追開催期間中の3日間は対象外となります)	平成29年4月1日	平成30年3月31日 (予算がなくなり次第終了)	旅行業法の規定に基づき登録を行っている旅行者及び旅行代理業者	10名以上	一般社団法人 南相馬観光協会	0244-22-2114	http://www.city.minamisoma.lg.jp/index.cfm/7.4101.101.html
8	天栄村	○	○	合宿誘致助成事業	天栄村内の宿泊施設へ宿泊の団体に、人泊数に応じて助成。 ○村内・福島県内県外の団体…10人泊以上 30,000円 ○福島県内県外の団体…20人泊以上 40,000円 30人泊以上 50,000円	平成29年4月1日	平成30年3月31日	福島県内外を問わない ・保育園・幼稚園児 ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・大学生 ・社会人 ・サークル	延べ宿泊者数 10人泊以上	天栄村観光協会	0248-82-2117	http://ten-ei.net/

No.	市区町村	区分		誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県内在住対象など)	対象人数等	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号	詳細ホームページ
		一般観光	教育旅行									
9	下郷町	○		下郷町観光協会風評対策事業	湯野上温泉・大内宿の宿泊施設に宿泊される方へ(1人当たり) ・1,000円分のお買物券、1,000円分の体験補助券を進呈 ・宿泊費を2,000円助成。	平成29年6月 予定	平成30年3月31日 (但し先着順。 予算がなくなり次第終了)	東武トップツアーズを通して 宿泊のお申込みをされる方	1名以上	下郷町産業課	0241-69-1144	http://shimogo.jp
10	只見町		○	只見町教育旅行推進事業(教育旅行に関する補助)	・只見町内の宿泊施設に宿泊する町外の小学生、中学生、高校生及び教職員等を対象に、1名あたり最大5,000円を助成 ・町内移動に関するレンタカー代、貸切バス、タクシー代の一部を助成	平成29年4月1日	平成30年3月31日 (但し先着順。 予算がなくなり次第終了)	只見町外の ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・教職員等引率者	学校単位	只見町子ども農家体験協議会 (事務局 一般社団法人只見町観光まちづくり協会)	0241-82-5250	http://www.tadami-net.com/subsidy.html
11	只見町		○	只見町教育旅行推進事業(合宿に関する補助)	・只見町内の宿泊施設等を利用し、延泊者数が20泊人以上の合宿を実施する町外の小学生、中学生、高校生、大学生、専門学校生及びその引率者で構成される学校部活動、スポーツ少年団、大学サークル、ゼミ等の団体を対象に、2,000円に延泊者数を乗じた金額(最大15万円/団体)を助成 ・助成金交付は、1団体につき年度中2回までとする。(夏・冬等) ・他の町補助金との併用は不可。	平成29年4月1日	平成30年3月31日 (但し先着順。 予算がなくなり次第終了)	只見町外の ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・大学生 ・専門学校生 ・引率者 ・保護者(最大2名)	団体単位 (延べ宿泊者数 20泊以上)	只見町子ども農家体験協議会 (事務局 一般社団法人只見町観光まちづくり協会)	0241-82-5250	http://www.tadami-net.com/subsidy.html
12	南会津町		○	合宿誘致促進事業 (県内の学生の場合)	・南会津町で宿泊を伴う合宿または教育旅行を実施する15人以上の団体を対象とします。 ・延べ宿泊者数により、下記の金額を助成します。 15人~100人泊で 5万円 101人~250人泊で 10万円 251人泊以上の場合15万円	平成29年5月1日	平成30年3月15日	福島県内の ・中学生 ・高校生 ・大学生	延べ宿泊者数 15人泊以上	南会津農村生活体験推進協議会	0241-78-2241 または 0241-62-2250	http://aizu-kougen.jp/features/gasshuku_2017
13	南会津町		○	合宿誘致促進事業 (県外の学生の場合)	・南会津町で宿泊を伴う合宿または教育旅行を実施する15人以上の団体を対象とします。 ・延べ宿泊者数により、下記の金額を助成します。 15人~50人泊で 5万円 51人~100人泊で 10万円 101人~250人泊で 20万円 251人泊以上の場合30万円	平成29年5月1日	平成30年3月15日	福島県外の ・中学生 ・高校生 ・大学生	延べ宿泊者数 15人泊以上	南会津農村生活体験推進協議会	0241-78-2241 または 0241-62-2250	http://aizu-kougen.jp/features/gasshuku_2017
14	北塩原村	○		裏磐梯ハッピートラベルチケット	村内事業参加宿泊施設に宿泊する場合、5,000円分の宿泊補助券を、全国のコンビニエンスストアで2,500円で購入することができます。	平成29年5月中旬	第1期 5月中旬 ~9月30日 第2期 11月1日 ~3月20日	どなたでも可	1人1枚	裏磐梯観光協会	0241-32-2349	http://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/docs/2017042400017/
15	北塩原村	○		北塩原村エージェンツ支援金	村内に宿泊を伴う送客1人につき、1,000円を助成します(泊数問わず)。	平成29年秋頃	平成30年3月31日 (但し先着順。 予算がなくなり次第終了)	登録旅行会社	1人1,000円	北塩原村 商工観光課	0241-32-2511	http://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/
16	北塩原村		○	北塩原村合宿助成金事業	北塩原村内で延べ宿泊数30泊以上の合宿を行った場合、1団体につき30,000円、延べ宿泊者数50泊以上で50,000円を助成します。	平成29年4月1日	平成30年3月31日 (但し先着順。 予算がなくなり次第終了)	福島県内外を問わない ・中学生 ・高校生 ・大学生 ・社会人	延べ宿泊者数 30泊以上	北塩原村 商工観光課	0241-32-2511	http://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/docs/2011062200015/
17	猪苗代町		○	猪苗代町教育旅行支援事業	猪苗代町内で宿泊体験を実施する県外の小中高等学校に対し、バス1台当たり5万円を上限に交通費を助成します。 また、学校の旅行を取り扱う旅行会社に対し、学校1校(1件)の申請につき助成金2万円を交付します。(その他、交付要件あり)	平成29年4月3日	平成30年3月11日 (予算がなくなり次第終了)	福島県外の ・小学校 ・中学校 ・高等学校 ・取扱い旅行会社(旅行業登録事務所)	バス1台以上	一般社団法人 猪苗代観光協会	0242-62-2048	http://www.bandaisan.or.jp/entry-info.html?id=131438&bc=true
18	猪苗代町	○		猪苗代町クーポン券 (ゆきいち)	猪苗代町内の宿泊施設に宿泊した小学生以上の方に2千円のクーポン券を発行。クーポン券は町内の加盟施設で利用可能。 利用期間は平成30年1月14日から3月18日まで。	平成30年1月14日	平成30年3月18日 (予算がなくなり次第終了)	・福島県外在住者 ・小学生以上 ・宿泊料金が1人6,000円以上の利用者 ・学校団体は対象外	1名以上	一般社団法人 猪苗代観光協会	0242-62-2048	http://www.bandaisan.or.jp/
19	猪苗代町	○		プレミアム付旅行券 「猪苗代町ハッピートラベルチケット」	猪苗代町内の対象宿泊施設で利用できるプレミアム付旅行券を5,000枚発行します。5,000円分の宿泊補助券を全国のコンビニエンスストアにおいて2,500円で購入することができます。 販売開始は平成29年6月1日で、利用期間は平成29年6月15日から10月15日まで。	平成29年6月1日	平成29年10月15日 (予算がなくなり次第終了)	・猪苗代町外在住者 ・宿泊料金が1人5,000円以上の利用者 ・連泊は対象外	1名以上	一般社団法人 猪苗代観光協会	0242-62-2048	http://www.bandaisan.or.jp/entry-news.html?id=173516
20	猪苗代町	○	○	猪苗代町観光誘客支援金交付事業	猪苗代町内の宿泊施設で宿泊を伴う旅行商品を販売した旅行者に対し、有料宿泊実績1名につき週末期500円、平日期1,000円の支援金を交付する。	平成29年6月1日	平成30年3月20日	・旅行業登録を受けた事業者 で参加申込みをした者 ・交付対象は小学生以上	5月16日までに 参加申込みをされた 事業者	猪苗代町 商工観光課	0242-62-2117	https://www.town.inawashiro.fukushima.jp/cb/hpc/Article-25-9832.html

No.	市区町村	区分		誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県内在住対象など)	対象人数等	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号	詳細ホームページ
		一般観光	教育旅行									
21	猪苗代町	○	○	猪苗代町外国人誘客支援金交付事業	猪苗代町内の宿泊施設に外国人10名以上の団体送客をした旅行会社等に対し、外国人1名1泊1,000円、取扱手数料20,000円の支援金を旅行者等に交付する。	平成29年5月1日	平成30年3月20日	・旅行業登録を受けた事業者等 ・交付対象は外国人10名以上の団体	参加申込事業者	一般社団法人猪苗代観光協会	0242-62-2048	http://www.bandaisan.or.jp/entry.html?id=134508&bc=true
22	猪苗代町	○		猪苗代町観光商品券(いなチケ)	猪苗代町内の観光施設や宿泊施設で利用できるプレミアム商品券を発行します。1セット1万円で1万2千円利用可能です。利用期間は平成29年12月1日から平成30年3月18日まで。	平成29年12月1日	平成30年3月18日 (予算がなくなり次第終了)	・猪苗代町外在住者	1名以上	一般社団法人猪苗代観光協会	0242-62-2048	http://www.bandaisan.or.jp/
23	柳津町	○		柳津温泉・西山温泉宿泊客誘客事業	柳津温泉または西山温泉に宿泊の方1人につき柳津町商工会加盟店で利用できる商品券2,000円分を贈呈します。西山温泉へ宿泊の方は、最寄り駅からの交通費助成との選択可。	平成29年11月1日 予定	平成30年2月28日 予定 (但し先着順。 予算がなくなり次第終了)	中学生以上	1名以上	つきみが丘町民センター	0241-42-3405	
24	柳津町	○		十三講まいり赤べこ絵付け体験	福満虚空蔵菩薩円蔵寺に古くから伝わる数え年13歳に参拝する「十三講まいり」に訪れた児童を対象に、赤べこ発祥の地にちなみ、赤べこ絵付け体験が無料で体験できます。	平成29年4月1日	平成30年3月31日 (但し先着順。 予算がなくなり次第終了)	県内外の小学校6年生	1名以上	柳津町地域振興課	0241-42-2114	http://www.town.vanaizu.fukushima.jp/
25	昭和村	○		レンタカー利用宿泊助成事業	レンタカーを利用し、村内指定の宿泊施設で宿泊した方に、レンタカー契約者2,000円、同乗者1,000円宿泊助成します。但し、ビジネス目的での利用に限りません。また、助成を受けるにはレンタカー貸渡契約書の写しを持参ください。 ・連泊のお客様については、2泊目以降の宿泊料についても同額割引 ・その他の宿泊助成制度との併用は不可	平成29年4月21日	平成30年3月31日	福島県内外を問わない ・レンタカー利用者	1名以上	昭和村産業建設課観光交流係	0241-57-2124	http://www.nanei-tsuushou.com/s/blog/169/
26	鮫川村		○	鮫川村合宿受入推進助成金	鮫川村に合宿等で宿泊する個人または団体に対し、1名あたり500円を助成します。また、昼食の利用者には、1食あたり100円を助成します。福島県の合宿助成金事業との併用も可。	平成29年4月1日	平成30年3月31日	福島県内外を問わない ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・大学生	1名以上	鮫川村役場農林商工課	0247-49-3113	
27	県		○	福島県教育旅行復興事業 (東日本大震災以降初めて来県する学校)	東日本大震災以降初めて来県する福島県外の小学校、中学校、高校の皆さんが、学校行事の一環として、県内で宿泊及び教育旅行を実施する団体にその移動に係るバス1台当たり経費の2分の1又は上限5万円(1学校当たり上限なし)を助成します。但し、参加人数が10名未満の場合は2万5千円が上限となります。	平成29年4月1日	平成30年3月31日 (予算がなくなり次第終了)	福島県外の ・小学校 ・中学校 ・高等学校		福島県観光交流局観光交流課	024-521-7398	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031a/kvoiku-02.html
				福島県教育旅行復興事業 (上記に該当しない学校)	上記に該当しない小学校、中学校、高校の皆さんが、学校行事の一環として、県内で宿泊及び教育旅行を実施し、かつ、震災以降福島県が推進する教育素材を1つ以上行程に取り入れた団体にその移動に係るバス1台当たり経費の2分の1又は上限3万円(1学校当たり上限なし)を助成します。但し、参加人数が10名未満の場合は1万5千円が上限となります。							
28	県		○	福島県合宿誘致・交流促進事業助成金	・福島県外の大学、高校、中学校等の部・サークル等の皆さんが、県内の文化施設又はスポーツ施設等を利用し、福島県内の宿泊施設に連続して2泊以上宿泊し、かつ、延べ宿泊者数が100人泊以上であること。但し、平成29年12月1日以降に開始する合宿については、30人泊以上であること。また、本県の合宿の魅力について短い動画を製作し、インターネットを通じて配信する団体に対し、上限30万円までを助成します。	平成29年4月1日	平成30年3月31日 (予算がなくなり次第終了)	福島県外の ・中学生 ・高校生 ・大学生	・延べ宿泊者数100人泊以上 ・平成29年12月1日以降に開始する合宿については、延べ宿泊者数30人泊以上	公益財団法人福島県観光物産交流協会	024-525-4024	http://www.tif.ne.jp/kvoiku/info/disp.html?id=385
29	県		○	国際教育旅行交流受入支援事業	海外からの交流事業参加生徒1人につき、1,500円を上限とし、1交流事業において1校あたり30人を上限に助成する。(最大上限額45,000円)	平成29年4月3日	平成30年3月30日 (但し先着順。 予算終了次第終了)	国際教育旅行による来県の際、学校交流事業を受け入れる県内の学校	来県生徒1名以上	公益財団法人福島県観光物産交流協会観光部海外誘客推進課	024-525-4024	
30	県	○		福島県コンベンション開催支援事業補助金	【国内コンベンション】 平成29年4月1日から平成30年3月31日の期間中、福島県外からの来客が見込まれる国内コンベンション及びエキスカージョンに200万円を上限に補助します。 ・延べ宿泊者数が100人泊以上の東北規模以上の大規模コンベンションで、連続して2日以上会期で開催されること。 ・本県の産業の振興または、学術、芸術、文化向上に寄与するコンベンションであること。 ・エキスカージョンは県内において1日以上期間行われること。 【国際コンベンション】 ・上記の要件を満たし、かつ、参加国が日本を含む3カ国以上が参加する国際コンベンション及びエキスカージョンに500万円を上限に補助します。	【申請書受付日】 平成29年6月1日	【申請書受付終了日】 平成29年11月30日	コンベンション実施主催者	延べ宿泊者数100人以上	公益財団法人福島県観光物産交流協会	024-525-4024	http://www.tif.ne.jp/houjin/news/disp.html?id=23
31	東京都	○		被災地応援ツアー	・東京都に在住、在勤、在学の方を対象に、都内旅行事業者が企画する福島県への「被災地応援ツアー」に申し込みをされた旅行者に対し、次のとおり旅行代金を割引します。 ・宿泊は、1名1泊あたり3,000円(2泊まで。3泊以上不可) ・日帰りも、1名1,500円	平成29年4月1日	平成30年3月31日 (予算がなくなり次第終了)	・本被災地応援ツアー取扱旅行業者が販売する福島県を目的地とする旅行であること(個人で宿泊等を手配した旅行は対象外)	1名以上	公益財団法人東京観光財団	03-5579-2680	http://www.tcvb.or.jp/ia/fukushima/

※この一覧表は、平成29年6月19日までに公益財団法人福島県観光物産交流協会に回答を頂いた内容を基に作成しました。